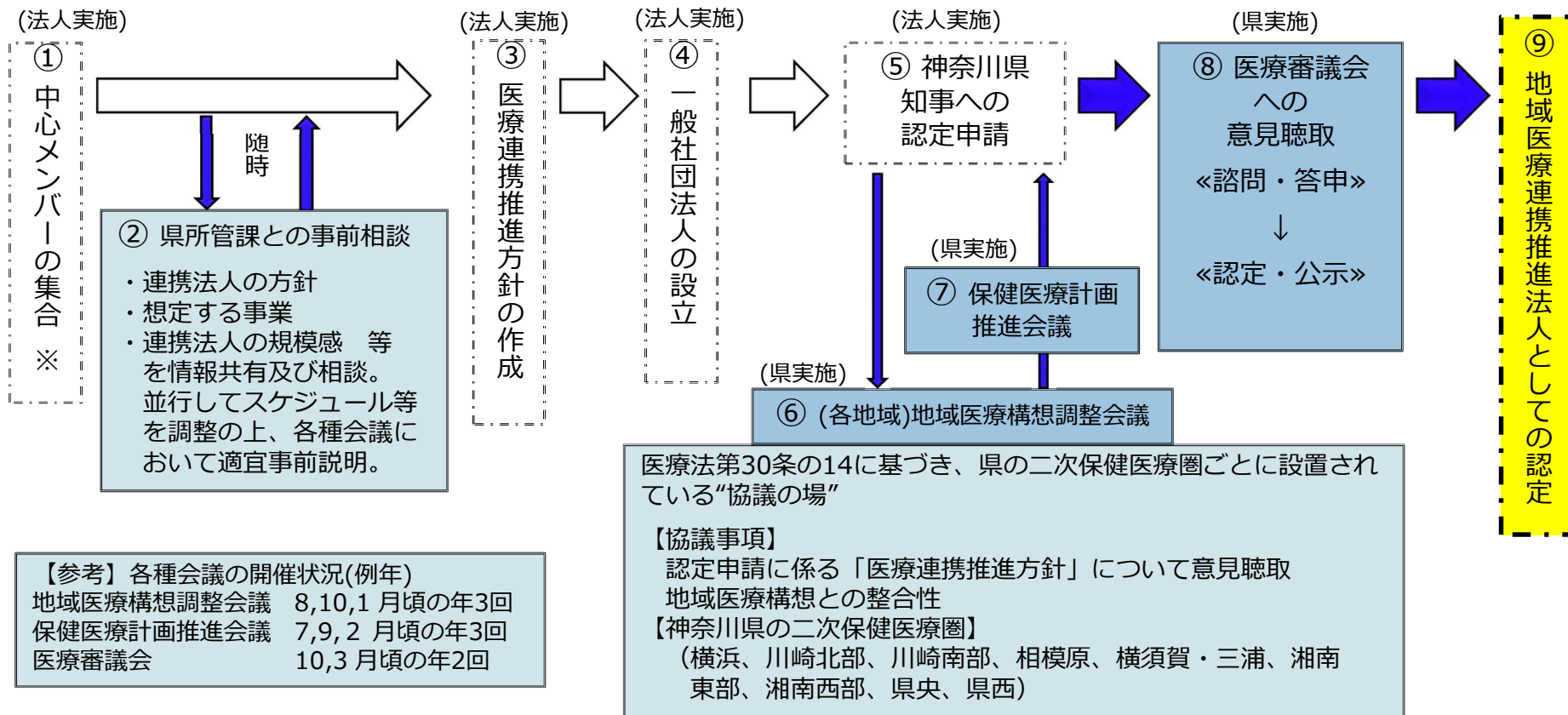


# 地域医療連携推進法人認定までの事務手続の流れ

**【制度の趣旨】** 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を推進するため、平成29年度より「地域医療連携推進法人」の制度を創設。地域の医療機関、介護施設等が連携して参画し「医療連携推進業務」等を展開。  
 〈メリット〉 参加法人間での病床融通、人材融通、ノウハウ・資金の融通などが可能に

## ○事務手続の流れ



**【参考】各種会議の開催状況(例年)**  
 地域医療構想調整会議 8,10,1月頃の年3回  
 保健医療計画推進会議 7,9,2月頃の年3回  
 医療審議会 10,3月頃の年2回

※ 参加法人は原則非営利法人(例) 病院・診療所の医療法人、介護事業等のその他非営利法人